

会 議 録

会 議 の 名 称	令和元年度第1回ひろさき教育創生市民会議
開 催 年 月 日	令和元年7月2日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後2時30分 から 午後4時25分 まで
開 催 場 所	中央公民館岩木館2階 大ホール(弘前市大字賀田一丁目18番地3)
座 長 の 氏 名	戸塚 学
出 席 者	座長 戸塚 学 委員 工藤 寧子 委員 関谷 道夫 委員 工藤 信敬 委員 柿崎 良樹 委員 吉原 則幸 委員 八木橋 旬一 委員 成田 安男 委員 相馬 隆子 委員 川越 俊昭 委員 大湯 恵津子 委員 三國 典央 委員 佐藤 義光 委員 黒木 和美 委員 境 江利子 委員 秋元 彩香 委員 藤田 俊彦 委員 小野寺 妙太郎 委員 藤岡 隆昭 オブザーバー 斎藤富美子
欠 席 者	委員 生島 美和 委員 岩渕 理 委員 鈴木 雅博 委員 吉川 満 委員 福田 悟 委員 辻 光隆 委員 石川 かおる 委員 高山 洋子 委員 三上 美知子 委員 小山内 修 委員 佐藤 優輝 委員 宮地 善道
事 務 局 職 員 の 名 氏	教 育 長 吉田 健 教 育 部 長 鳴海 誠 教育総務課長 中村 工 学務健康課長 菅野 洋 学校指導課長 横山 晴彦 教育センター所長 三上 文章 生涯学習課長 柳田 尚美 文化財課長 小山内 一仁 博物館長兼高岡の森弘前藩歴史館長 成田 正彦
会 議 の 議 題	報告 これまでに協議したテーマで出された意見の反映状況等について 議事 「民法改正に伴う成人式の在り方について」
会 議 資 料 の 名 称	・「コミュニティの活性化について～地域とともにある学校～」資料イメージ図 ・「民法改正に伴う成人式の在り方について」資料一式
会 議 内 容 (発言者、発言内容、 審議経過、結論等)	1 開会 2 委員紹介 3 教育長挨拶 4 座長挨拶

5 報告

これまでに協議したテーマで出された意見の反映状況等について

6 議事

「民法改正に伴う成人式の在り方について」

7 報告（非公開）

8 閉会

【内容】（概要）

3 教育長あいさつ

委員の皆様には、平成29年度の第2回会議から、2年の任期で委員をお願いしており、本日の会議で一区切りとなる。この2年で、合計6回の会議を開催してきた。議事のテーマとして、これまで、「ひろさき卍学」、「コミュニティの活性化」、「文化財の魅力向上や歴史学習の推進」など、幅広い内容について取り上げ、協議していただき、また、「いじめ問題対策連絡協議会」として、いじめ問題に対しても、貴重な御意見をいただいた。御意見や御要望は、いずれも、本市の教育行政の参考とさせていただきます。大変感謝している。

予測不可能といわれる、近年の急速な社会の変化に伴い、教育に関する課題も、ますます多様化・複雑化している。当市においても課題は多く、そのうちのいくつかを挙げると、①「いじめについて」は、依然として大きな課題と言える。②「様々な障害のある児童生徒への対応」についても、喫緊の課題となっている。③「教員の働き方改革」。④本市で進めている「コミュニティ・スクールについて」も、その充実・発展はこれからの課題。⑤「市の奨学金制度」についても、長く制度改正が行われておらず、様々課題も見えており、見直しの時期と考えている。このように、課題は山積している状況と言える。

本日の議事のテーマは、「民法改正に伴う成人式の在り方について」としている。

時間があるようであれば、テーマの内容に関わらず、皆様がこれまで感じている教育課題についても取り上げて、自由に意見交換していただければと思っている。

本日の会議が、実りあるものとなり、子どもたちの笑顔あふれる、明るいまちづくりに繋がることを期待して、挨拶とする。

この後の会議では、忌憚のない意見をお願いします。

5 報告

これまでに協議したテーマで出された意見の反映状況等について （事務局＜学校整備課＞）

今年度から「学校整備課」となったが、前回の会議まで「学校づくり推進課」として会議を主催してきた。至らぬ点多々あったかと思うが、委員の皆様にはたくさんの御意見をいただき、毎回活発な会議を開催す

ることができた。ありがとうございました。

2年間の会議の中で、当課での直接関係するテーマはなかったが、いずれのテーマにおいても学校と地域とのつながりに関する意見が出ていた。当市では昨年度からコミュニティ・スクールを導入しており、地域の意見を学校運営に反映させていく学校づくりが進んでいる。この制度の推進により、学校と地域とのつながりができ、各テーマでの意見に寄り添うことができればと思っている。

（事務局＜学校指導課＞）

「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」について

昨今の全国ニュースでは、いじめによる自殺や虐待に関する報道が大きく取り上げられている。本市においても、各学校から報告される個々の事案に触れてみると、背景に複雑な要因が絡み合っている状況が散見される。そのような場合、学校だけで解決に導くことは困難であり、家庭や地域、関係機関との連携を一層推進していく必要があると認識している。

「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例～いじめや虐待のないまちづくりを目指して～」については、市民の一層の理解を深め、学校、家庭、地域が連携して、社会全体でいじめや虐待をなくし、子どもたちの笑顔を広げる機運を高めるために、委員の皆様方からたくさんの御意見を頂戴した。

今後の取組としては、市内小・中学校の児童生徒から募集したロゴマークを活用し、現在ポスターを作成している。ポスターを市内各所に配布、掲示することで、条例の趣旨や「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」について、再度周知していく。あわせて、子ども用のリーフレットを作成し、市内小・中学校の全児童生徒に配布し、子どもたちにも条例の趣旨や「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」、相談機関について、再度周知していく。

「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」については、学校や地域の特色を生かしながら、学校と家庭・地域が一層連携・協働して取り組むよう、学校運営協議会などでの話し合いをスタートさせたところである。その一つとして、子どもの見守りステッカーを作成し、掲示していただける家庭、施設、事業所等について、学校運営協議会を中心に話し合い、子どもの見守り活動を広げていく取組を計画している。

「児童生徒のインターネット利用に関する調査について」

平成28年度から教育委員会では、「児童生徒のインターネット利用に関する調査」について集計・分析している。スマートフォンやオンラインゲーム機などのインターネット接続機器は、社会生活において非常に便利なツールである一方、「スマートフォン依存症」に代表される健康面への悪影響が危惧されている。

インターネット上でのトラブルも増加しており、児童生徒がその特性

を理解し、安全かつ適切に活用する能力の育成について、一層推進していく必要性について、委員の皆様からもたくさんの御意見を頂戴した。

健康や安全の観点から深刻な事態につながらないように、スマートフォン等の使用について家庭でのルールづくりが大切であるとの認識を強め、平成29年度から家庭でのルールづくりを促すため、具体例を挙げた保護者向けの資料を作成・配布している。結果、ルールを決めている家庭の割合は小学生で平成28年度の約60%から平成30年度の約66%へ、中学生で約43%から約49%へと増加しているが、割合としてはまだ低い状況にあると捉えている。

今後の対策としては、「弘前市連合父母と教師の会」の御協力のもと、各家庭のルールの内容を回収・集計し、様々なトラブルや依存傾向等の未然防止に関する指導資料を作成するなど、家庭との連携を一層推進していく。

各学校では外部講師を招くなどして、例えば中学校の入学説明会の際に、小学校6年生の児童・保護者を対象に情報モラル教室を実施している事例、参観日の際に、児童生徒・保護者対象に情報モラル教室を実施している事例などがある。このような事例については、年2回各小・中学校の担当教員を対象とした情報モラル教育担当者会議を開催し、取組を共有することで、学校における指導の充実を支援していく。

「部活動の在り方等について」

たくさんの貴重な御意見を踏まえ、改善を進めていることを含めた、本市の部活動に係る現状についてお話しする。

まずは、「適正な活動」に係る部分である。皆様もご存じのとおり、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、県からは「運動部活動の指針」が示された。また、文化庁からは「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されるなど、背景には、運動部に限らず、文化部を含めた部活動の在り方が課題となっている。市民会議にいても、過熱する部活動への危惧や教員の多忙化を憂慮される意見があった。本市では、国や県のガイドライン・指針に則った「適切な活動時間及び休養日の設定」に向けて、平成31年3月22日付けで、中学校長会長と教育委員会教育長の連名での「運動部活動運営に関する申し合わせ」を発出し、一週間の活動時間の目安を示すなどして、その遵守を呼びかけているところである。また、今年度中に、本市における部活動及びスポーツ活動に係る指針の策定を終える予定である。

次に、「部活動に係る教員の指導面での負担軽減に向けた支援」についてであるが、本市では、「地域スポーツアシスタント事業」において、中学校の運動部活動に外部指導者を派遣している。特に、今年度は、校内における通常の活動に限り、顧問の立ち合いがない場合でも派遣外部指導者が指導できるよう、一部権限の拡大を図って、教員の多忙化解消を推し進めているところである。また、国と県の事業を活用し、顧問なし

で単独で大会等の引率を行うこともできる「部活動指導員」の配置を進めている。県による今年度の設置人数が決定し、本市では、4名配置の予定で準備を進めている。これまでの地域スポーツアシスタント事業における派遣外部指導者に加え、この部活動指導員の配置によって、教員の多忙化解消に更に寄与できるものと考えている。

(事務局<生涯学習課>)

「コミュニティの活性化について～地域とともにある学校～」

討議の状況や施策等への反映状況を報告する。

(A3カラーの資料)

平成30年2月に開催された平成29年度第3回会議において、当時、市内10校で行われていた、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを含む地域学校協働システムを2本柱とする弘前独自の「教育自立圏」構築に向けての調査研究を踏まえ、平成30年度から全ての市立小・中学校にこれらを導入するべくグループ討議の形式で実施した。

「教育自立圏」の2本柱である小中一貫教育は、義務教育9年間を貫く学びと育ちを系統的かつ持続的に行うことで、例えば、中一ギャップを含んだ各段階のギャップの解消を図ったり、弘前を学び弘前を知ることを通して未来を支える「弘前っこ」を育てたいと考えていること、コミュニティ・スクールを含む地域学校協働システムでは、学校が抱える問題を、地域とともに解決に向けて取り組むことによって、地域とともにある学校の実現を目指すこと、また、期待できる効果としては、学校にとっては家庭や地域住民の理解や協力を得ることで、教育活動が充実し、学びの質が高まること、地域にとっては子どもや学校とともに活動することで、地域の活性化や生きがいがいづくりに繋がるという方向性、さらには、当市の将来を託すこととなる子どもたちが、豊かな想像力や発想力のある「弘前人」となるようにしっかりと育てていくために、教育環境の一層の整備、充実に取り組んでいきたいことを説明した。

資料の内容としては、教育委員会の平成30年度からの方針「みんなが学ぶ、みんなと学ぶ、みんなに学ぶ」をもとに、教育自立圏の構築が進められていくイメージ図の中に、教育委員会が実施している事業や取り組みなどを、次の7つの課題【①家庭と地域の役割、②特色ある教育活動の推進、③教育の機会均等の保障、④子どもの安全・安心、教育環境の確保、⑤子ども・教職員の多忙化の解消、⑥いじめ・問題行動・不登校の未然防止と早期対応、⑦学力の向上】に分類したうえで、委員の皆様や地域の一人だからこそ気づく点や、新たにできること、学校や行政に代わって出来ること、地域で何が出来るかなどについて、市の取り組みにとらわれない積極的なご意見を伺った。

グループ討議後の報告内容のうち、イメージ図に関しては、分厚い資料を読むより1枚でイメージ付けられており、非常に理解しやすいが、「関係機関」「活動団体」「企業」などに消防や警察、婦人会や町会など、具体名が記載されると分かりやすい。教育委員会の事業等については、

教育やそれに関わる活動の体制・方法の工夫、情報共有の方法の工夫の仕方や教育に関するシステムの再構築に関する指摘などがあった。

座長からは、このような多様な視点からの意見が具現化することで、活動の起爆剤になり、それが地域の力となり、学校の教育をサポートしていくものとなること、多角的な視野から多くの意見が出されたことによる多様性が教育創生市民会議の特徴だと改めて感じたこと、そして、これらを実現するためには、より具体的な方策・手立てが重要になり、この手立てを考える上で、非常に参考になるもので、今回紹介できなかった意見についても、教育委員会に持ち帰っていただいて、整理していただきたい。との総括をいただいた。

当課では、報告における意見をさらに深く掘り下げるため、内容を整理して、平成30年6月に開催された平成30年度第1回会議において、前回会議で多く寄せられた意見を3つのテーマに絞って、テーマ毎に国とそれぞれの現状や課題、目指す姿、主な取組を掲載しているワークシートを使用してグループ形式により、地域で連携・協働していく中で、直面している課題や、その課題を解決するためには、何が必要かを検討していただいた。

(A4縦型2枚ホチキス止めの資料)

テーマ1つ目は【家庭と地域の役割、特色ある教育活動の推進】に関することとして、「地域に様々な能力を持った人がいるのに生かしきれていない」、「人材の発掘と、能力を発揮できる環境づくりが必要である」、「助成制度を創ることで学習支援が活発になるのではないか」といった意見が多く出されていたことから、「地域に埋もれた人材の活用」とした。テーマ2つ目は【家庭と地域の役割、特色ある教育活動の推進】に関することとして、「空き教室、公民館、児童館、交流センターなどを積極的に活用してもらうべきである」、「貧困家庭・ひとり親家庭に対する支援、孤食の防止、挨拶などを行うことによって、社会性が身に付くとともに、食事を楽しむことができる子ども食堂の広がり期待する」といった意見が多く出されていたことから「放課後の居場所づくり」とした。テーマ3つ目は【子ども・教職員の多忙化解消】に関することとして、「部活動は、人との関わりや人間関係の構築などを学ぶ上で、重要なアイテムである」、「部活動の指導者や顧問担当者等の共通理解と知識向上のための研修制度の確立が必要」といった意見が多く出されていたことから「課外活動（特に、部活動）」とした。

グループ討議後の報告内容としては、テーマ1については、コミュニティ・スクールの関係で、「地域とともにある学校」の部分だけではなく、「学校とともにある地域」という側面を考えながら取り組んでいくことが、課題解決の糸口に繋がるのではないかと。また、地域の生きがいを見つけることも大事なので、そのための事業づくりに行政や地域が取り組むことが重要であるなどの意見、テーマ2については、就学前の子どもの保護者が、子どもを預けることによって、どのように子どもの教育に

繋がるのか、事前に理解した上で子どもたちを預け、成長に結び付けていく必要がある、子どもが放課後過ごすことができる場の広報活動やその窓口を明確にするなどの意見、テーマ3については、同じ部活動の中でも「勝ちたい」グループ、「楽しみたい」グループに分けるとしても、学校の部活動となれば教師の負担になってしまうこと、教師の負担軽減のために全校一斉下校やガイドラインの徹底などの意見があった。

座長からは、地域の方も準備ができていないのではないかと感じた。その地域の準備には、行政の力をお借りしなければいけないというところで、様々な場面で出てくるのが、人材の集約と情報の管理、活動の場の設定、情報の発信、家庭と地域を繋ぐための様々な連携といったものを、もう一度整備しなければいけなかったり、考えたりしなければいけない。これらの課題を一つ一つ解決していくとともに、今度はそれらを繋いでいくシステム、人材の集約、集約した人材をどういう場で生かすか、その活動の場があることをどのように情報発信していくかということ、トータルで一つのものとして機能するように取り組んでいくことが必要で、最終的に地域や学校まで情報が行くということも含めて一体化できるように、線でつなげられるようなものを考えて行くことが必要だと改めて感じた。との総括をいただいた。

当課では、会議主管課を通じて会議における意見を教育委員会各課等へ情報共有するとともに、「地域も準備ができていない」との総括から、当課が所管する市内12地区公民館の館長・事務長会議、市街地の11小学校区で社会教育活動を行う学区まなびい講座運営委員会会議などにおいて、冊子「弘前の社会教育」にイメージ図を掲載し、教育委員会の方針や取組の情報共有を行うとともに、市立公民館の基本方針に地域学校協働システムの内容を盛り込み、公民館機能を活用した社会教育との連携推進が期待されていることを情報発信している。また、社会教育関係職員等研修会では、教育委員会の目指す目的達成のために地域が連携・協働を深め、具体的に取り組むための力量形成、情報交換などの体制づくりに力点を置いて実施しており、その流れは、本年度の研修などにも継承している。さらに中央公民館では、地域コミュニティの活性化を目的とし、地域と学校が一体となって青少年を育成する事業に対して、1小学校区につき、5万円を上限とした補助金交付事業「子どもの活動推進事業」を創設し、平成30年度は90万円、令和元年度は170万円の予算を割り当てて、市内全小学校区に対応できる体制を整えている。

（事務局＜文化財課＞）

「文化財や博物館等について」

会議では、観光資源としての魅力向上や様々な課題を頂戴し、また、教育資源として学習機会の提供などについて、御意見を頂いた。

観光面においては、観光客向けにマップ作製やホームページ、SNS など多様なコンテンツにより情報発信が重要であるということは認識しており、教育委員会独自の取り組みに加え、これまで以上に観光部局と情

報を密に連携していきたいと考えている。その中で、受入態勢の充実も欠かせないという考えから、今年度は堀越城跡や大森勝山遺跡のガイド養成事業に着手する予定である。

教育現場に対する学習機会の提供については、これまでも出前授業や体験学習などを行っているが、遺跡等が存在する地区や博物館の近隣に偏っているケースが多かったことから、教育委員会で進めている「ひろさき卍学」と連携しながら、対象校を広めていきたいと考えている。また小・中学生に限らず、市民の皆さんにも広く文化財等への見識を持って頂くことを念頭に、一般向けの学習機会も増やしていきたいと考えている。

○質疑応答（発言なし）

6 議事

「民法改正に伴う成人式の在り方について」

（事務局説明）

平成30年6月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立した。

（資料1 ページ目）

民法の定める成年年齢は、単独で契約を締結することができる年齢という意味と、親権に服することがなくなる年齢という意味を持つものであるが、この年齢は、明治29年（1896年）に民法が制定されて以来、20歳と定められてきた。これは、明治9年の太政官布告を引き継いだものといわれている。その際国は、諸外国との条約改正交渉等に備え、国の体裁を整え、近代的な国を作り上げる必要性から、21歳から25歳を成年年齢としていた当時の欧米制度を受け入れることを基本とし、15歳程度を成年とする日本の旧来の慣行（いわゆる元服）をも考慮に入れて、当時の国際基準からいけばやや低く制定したものとされている。

今回の成年年齢の見直しは、それ以来約140年ぶりであり、18歳、19歳の若者が自らの判断によって人生を選択することができる環境を整備するとともに、その積極的な社会参加を促し、社会を活力あるものにする意義を有するものと考えられている。

現在、女性の婚姻開始年齢は16歳と定められており、18歳とされる男性の婚姻開始年齢と異なっていたが、今回の改正では、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしている。このほか、年齢要件を定める他の法令についても、必要に応じて18歳に引き下げるなどの改正を行っている。

今回の改正は、令和4年4月1日から施行される。

成年年齢を引き下げるきっかけは、平成19年5月に制定された「日本国憲法改正手続きに関する法律（通称「国民投票法」）が、憲法改正の

ための国民投票件を有する者の年齢を満18歳以上と定め、同法の附則に公職選挙法や成年年齢を定める民法等を見直すべき規定が設けられたことによる。

(資料2 ページ目)

国民投票年齢が18歳とされた理由は、国民投票年齢を18歳とするのが国際標準であること、憲法改正のための国民投票には多くの国民、特に日本を背負って立つ若い人々に参加してもらおうという考えに基づく。諸外国では国民投票年齢と公職選挙の選挙権を有する年齢、成年年齢が一致している例が多いことからわが国でも同様に検討すべきとされた。左から1番目に私法上の成年年齢、4番目に選挙年齢、5番目に国民投票年齢とあり、日本以外の国については概ね18歳となっている国が多くなっている。アメリカ、ドイツは国政に対する国民投票制度がないが、成年年齢と選挙権、国民投票の年齢の3つセットになっているのが概ね世界の共通の形である。よって、国民投票の年齢を決めるときに、3つ将来的に揃えましょうとなってきたということである。

(資料1 ページ目)

この流れにより、下段に記載のとおり、平成19年の国民投票法の制定以降、法制審議会の答申を経て、平成27年6月の公職選挙法改正により選挙権年齢を18歳に引下げられ、平成28年7月の参議院通常選挙から、国政選挙においても18歳による投票が実施されており、民法においても平成30年の改正により成年年齢が18歳に引き下げられた。国民投票年齢、選挙権年齢については、若者の参加を促すという点でそれほどの問題にはならなかったようであるが、しかし民法改正に係る審議の過程では、国の審議会でも予想以上に激しい議論があったようである。特に、成年年齢の引き下げにより、個人で契約できる年齢が引下げられた場合、18、19歳の若年者が未成年者取消権（未成年者が親の同意を得ずに締結した契約は取消することができるという民法5条の規定）、これを喪失することで悪徳業者の標的とされ、不必要に高額な契約をさせられるなど、若年者の消費者被害が拡大する恐れがある。一方で、既に18歳以上に引き下げられている選挙年齢と成年年齢を一致させ、政治参加の権利を得た若年者に民事上の権利や責任を持たせるのは当然という意見もあり、成年年齢を引き下げることには賛否が拮抗する状況があったが、現時点では契約年齢を引き下げることを選定しながらも、業者側に丁寧な説明責任を課すなど、法的な条件整備が続いている状況である。

(資料3 ページ目)

健康被害、ギャンブル依存症などへの懸念から、喫煙年齢、飲酒年齢、ギャンブル、国民年金被保険者資格など、他の法律などにより従来どおり20歳に据え置かれたものも多くある。

(資料4 ページ目)

日本では近世の日本の原則と国際標準の間をとって20歳を成年年齢

とした。これも国際基準にならい18歳に引き下げる、下の段はそれを決める際に国民投票年齢と選挙権、成年年齢を3つ揃えていこうという考え方で進めてきたが、最後の最後、成年年齢、民法を変えるところになって、さまざま意見が拮抗するような状況が生まれている。

これまでの議論では、「若者の自立と社会参加を促すことに意義がある。飲酒・喫煙・ギャンブルなどは大した問題ではない。」という立場と、「まだフルスペックの成人としては見られない。」という保護者的な立場の意見が拮抗しており、いつの時点で成人と認めるかは、未だ経済的基盤や精神的な未熟さを危惧する感情、言わば保護者的視線に左右される状況があり、だからこそ国は成人式の実施時期について、それぞれ自治体ごとの判断としているものと思われる。

このような事情により、本日の主要なテーマである「成人式」について、多くの人々が共感できる条件として、どの時期に、どのような意味で開催すべきなのか、またはしないのかということ、全国の自治体が改めて考える必要に迫られている。

(事前配付資料)

これまでの国の流れとは別に、18歳という時期がどういう時期であるか、経済的にどうか、地元産業はどうかなど、いろいろな立場の視点からいつの時点で開催すべきかということをもとめたものである。昨年度作成したもので、少しデータが古い部分もあるが、これもできるだけ多くの人々が共感できる条件を、従来行われてきた形での開催を念頭に、市の担当課なりに考えたものである。

(資料5 ページ目)

従来の当市の実施内容をご覧いただきたい。こちらが、現在の成人式の概要である。

7) 成人式企画運営委員とあるが、これは、新成人となる年齢の方を対象に公募し、委員となっていたいただいた方々に、成人式の内容を自ら企画・運営してもらうこととしている。自分たちのための祭典を自分たちで考えてもらう。成人として何を思うのか、どのような成人になろうとしているのか、何を目指していくのかなど、それぞれの節目の時に考えてもらう機会となっているものと考えている。

このような手法であれば、就職活動や大学受験を控えた18歳や、職場や大学等での生活を始めたばかりで通年での生活サイクルを経験していない19歳の時点では、実行委員の確保もままならなくなり、自分たちの成人式とはなくなることが見込まれる。

成年年齢を引き下げる目的の一つに、「若者の自立と積極的な社会参加を促す」ことがあげられている。「若者の自立と積極的な社会参加を促す」ことを目的とするということは、先ほどの保護者目線的な視点とは別に、今、対象となる若者の意識がどうであるのか、その主体性を発揮する環境を整えることが重要ではないか、と担当者として考えている。

○質疑応答（発言なし）

○全体討議（25分）

（工藤委員）

結論からいくと、20歳の時点で今まで通りの形で行ってはどうか。ただし、成人式という言葉を使わずに、例えば「20歳の節目を祝う会」とか「20歳を迎える会」とか「20歳を祝う会」ということで、20歳という一つの節目を祝う会を今までのような形で実施してはどうか。理由としては、受験のことやさまざまな理由を考えた時に、20歳の時点で行ったほうがいいのではないか。説明いただいた資料の5ページ目にある7)成人式企画運営委員も9)内容も成人式と書いているが、祝う会ということではほぼ同じような内容で行えるのではないか。それが最もふさわしい進め方ではないだろうか。

（座長）

20歳の節目を祝う会。法律が変わって成人年齢が18歳に引き下げられると、「成人式」という名前が使いづらくなると思う。会の名前を変えて祝う、色々な影響を考えると今まで通りがいいのではないかという御意見である。

（三國委員）

成人年齢を18歳に変更されるのであれば、やはり18歳にやるべき。大半の人が高校に在学中ということになると思うが、例えば時期だけの話をすれば、高校3年生の夏休みにどこか1か所に集まって、資料の5ページ目に趣旨として書かれている、成人としての自覚と社会人としてのこれからの意識の高揚を図ると。受験するにしても就職するにしてもすべて自分で決断することになるので、これからそうなるということにあたり、意識づけというのを1番重要視したほうがいいのではないかなと思う。18歳から20歳になるまでに選挙がないこともないし、何か機会があるかもしれない。まずは最初というところを重要視したほうが、その時の18歳の子たちがその後の自分の決断についてもっともっと自覚を持って行動できるようになるのではないかと思う。

（座長）

民法の改正に伴って、18歳で成人だということを自覚してもらうことが重要ではないか。そのためにも18歳で成人になったというところはしっかりしておこうと、自覚をさせるためにも3年生の夏休みとあったけれども、何らかの形で成人になったというところでの、成人を祝うものという御意見でよろしいか。

（工藤委員）

先ほどの意見に一つ付け加えて。高校3年生18歳になるということで、高校でも今までも行っていると思うが、成人としての権利と義務、今のお話にあったような成人としての教育については高校3年生でしっかり今まで以上に行って欲しい。その上で、お祝いする会は20歳でも

いいのではないか、という意見である。

(藤田委員)

これまでの成人式、特に30年度行った成人式で何か問題点があったかどうか。というところを確認しておきたい。全国成人式の問題というのが起きるところと起きないところとがあるのは、やりかたにも問題があるのかなと思う。そういったところが大事かなと。

受験時期というのが大変重要な問題で、自分の娘がもし18歳の受験で1月のタイミングで成人式もあってとなると、考えられない。誰も行くという状態にはならないのかなと正直思う。

色々な点で安定して今まで行ってこられた行事、催しだったとすれば、色々な経済効果にも支障が出てくるのかなと、特に女性の場合は美容関係、着物とかそれに合わせて美容業界の動きがあると思う。状況が変わり過ぎて大変な問題になるのかなという気がする。徐々に子どもの数なども考えながら切り替えていくことも将来的には必要になってくるかもしれないが、なるべくなら今、変わってすぐの段階でそこから変えていくというのが、影響力が悪い方に出るのではないかなと思う。

(座長)

今質問があった、今までの成人式について簡単に総括を。

(事務局)

気になることというのは全国的にニュースになるように20歳であっても派手な車で来場したり旗を振ってというようなことはあったりすると。それ以上に困ったことというのはない。

(秋元委員)

まず、成人式は無くしないで欲しいと思う。という前提で、20歳の時であると高校の友達と久しぶりに会えるというような楽しみもあるけれど、18歳だと一緒にまだ居る時で、先ほども意見の出ていた受験とか色々忙しい時期でもある。18歳の時は学校で成人だからねという話をして、お祝いは20歳でやるというのがよいのではないかなと思う。

資料の中にだんだん人口が減ってという話も書いていたので、余談になるかもしれないが、西目屋村で昨年度、夏も冬も参加者が集まらず中止になったということがあった。これから人数が少なくなったら、弘前市だけではなくて、色々な市町村と連携して行うというのはどうか。

(座長)

18歳で自覚をしていただいて、お祝いは20歳でという御意見である。

(関谷委員)

基本的に成人式が必要かどうかという議論がまず必要かなと思う。今までやってきた中でこれからもという議論なので、必要だという認識の中で進めているのだと思うが、確認しておく必要があるのかなと。1つは参加の比率がどの位かというのが批評になると思う。1,710人のうち1,298人、70%超参加しているとなると、結構高い参加率か

など私は思う。参加したいなと思うような式典であるかどうかであると思う。

もう一つは予算に対しての効果という点で、参加した人がどの程度満足しているのかということも必要かなと思っている。参加した人がどう思ったかを聞くことも必要かなと。若い人たちがどのように認識して希望しているかということを知る機会も必要かなと思う。

時期の問題の前にやるべきかどうかということも一つ議論してやっていけたらいいかなと。

(座長)

ちょうどいい機会なので、成人式の意義というところをまず考えたほうがいいのではないかと御意見をいただいた。

一つ確認をしたいのだが、事前配付資料の4.他市町村の動きの中で、平川市は「国の指針などを注視する」とあるが、何か国の指針という話が出てくるのか。

(事務局)

国では、今年の3月に全国の自治体を調査することを決定しており、実際に調査が当課にも回ってきているが、調査結果をまとめて発表する時期を国では「令和4年3月までに」となっている。まだしばらく答えは出てこない、指針は国からはまだ出ていない。

(座長)

そういう意味では、国の指針とあるが別に弘前市独自に考えて結論を出してしまってもまったく問題ないということか。

(事務局)

現在の国からの指示としては、成人式の開催は各自治体で判断に任せるということである。

(佐藤委員)

「20歳の集い」とかいう名称で行うのがよろしいのではないかと。理由としては、飲酒とか喫煙ということを考えると、独り立ちができるのは20歳ではないかと。先ほど意見が出ていたが、18歳は学校に所属している、あるいは働いているという状況。3学年の集会等で成人としての心構えを伝える機会を設けてほしいし、あるいは行政が中心になって職場に対して、18歳を有する職場ではある時期を見計らって成人としての意識を講話するということが望ましいと思う。18歳は受験などまだまだ取り組む事柄が多い時期で、20歳はどちらかという独り立ちした時期かなと思う。

ニュースで話題になるような、壇上に上がるとかそういう場面は弘前市では無く、意外に整然としていて笑いのある集いである。式の中で一番喜んでいたのは、中学校や高校時代の恩師のビデオレターで、それに対して非常に和気あいあいとしていた。その後、色々な催しを会館の前庭等で行っていて、夜は集まって語り合っているというのが、20歳の集いだったのかなと考えて、それらを総合して20歳の時点での開催に

賛成である。

(座長まとめ)

成人式の在り方ということで、法の改正に伴いどのように考えていくのかという議論をしていただいた。全体としては、お祝いの会のようなものはやはり20歳になってからではないか、一方で、18歳に成人年齢が引き下げられるわけであるから、そこでやはり成人としての自覚をしてもらうような教育や、節目で何らかの指導や何らかの自覚を促すことを行うという意見であった。また、成人式の意義をもう一度考えることにより、18歳で何をすべきなのか、20歳の時の会はどうするかというところが見えてくるのではないかと。成人式の意義を問うアンケート、ただ成人式の会場でやってしまうと「よかった」という感じになってしまうので、年数経った位、成人式が終わって3年～5年経った位に例えば同窓会で行うのも一つかなと思って聞いていた。この議論はまだまで続けていくので、みなさん御意見等ございましたら、教育委員会の生涯学習課にお寄せいただければと思う。

7 報告（非公開）

8 閉会

(令和元年度第2回会議の日程について連絡。)